

# 第9回総務省行政事業レビュー外部有識者会合

平成31年4月12日  
持ち回り開催

## [次第]

- 1 総務省行政事業レビュー公開プロセス対象事業の選定について
- 2 当面のスケジュールについて

## [資料]

- 資料1 平成31年度総務省行政事業レビュー公開プロセス対象事業の選定について
- 資料2 総務省行政事業レビューにおける当面のスケジュール

総務省行政事業レビュー  
推進チーム事務局

平成 31 年度総務省行政事業レビュー  
公開プロセス対象事業の選定について

平成 31 年度の行政事業レビュー公開プロセスの対象事業の選定にあたっては、行政事業レビュー実施要領（平成 31 年 3 月 29 日行政改革推進会議改正）において、「チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。」とされています。

今般、公開プロセス対象候補 6 事業が確定したことを踏まえ、別紙「公開プロセス事業の選定要領」により、事業の絞り込みを行い、公開プロセス対象 3 事業を決定することとします。

以上

## 公開プロセス事業の選定要領

- 概要 公開プロセス対象候補6事業（別添1）のうち、公開プロセス当日に議論する3事業の選定を行う。
- 選定者 （総務省外部有識者）  
北大路信郷 明治大学名誉教授  
（株）政策情報システム研究所 代表取締役社長  
有川 博 愛国学園大学人間文化学部教授  
楠 茂樹 上智大学法学部国際関係法学科教授  
田中 秀幸 東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長・教授  
西出 順郎 明治大学専門職大学院ガバナンス研究科教授
- （行政改革推進会議外部有識者）  
瀧川 哲也 ポストンコンサルティンググループパートナー  
& マネージング・ディレクター  
水戸 重之 TMI 総合法律事務所パートナー弁護士  
山田 肇 特定非営利活動法人情報通信政策フォーラム理事長
- 選定方法 外部有識者8名による投票方式（別添2）とする。  
なお、外部有識者会合は、持ち回り開催とするため、総務省事務局において、各有識者に事業概要、選定方法等を個別に説明を行い、後日、メールにて持ち回り審議の上、事業選定を行う。
- 個別説明 4月22日（月）から5月13日（月）
- 審議日 全有識者への個別説明終了後、速やかに実施。  
（参考）  
4月22日 外部有識者会合（持ち回り開催）開始  
～5月13日 事務局より個別説明  
5月中旬 メールにて持ち回り審議・3事業選定  
選定3事業に対する意見聴取・最終決定  
外部有識者会合（持ち回り開催）終了

## 平成31年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	総務省	公開プロセス開催日			6月19日(水)			
事業番号	事業名	平成30年度 補正後予算額	平成31年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
0030	総務省共通基盤支援設備整備・運用等事業	289	179	ア、エ	省内外の情報システム(総務省LAN、職員認証サービス(GIMA)等)と職員情報を連携させる等の機能を提供する、総務省共通基盤支援システムを整備・運用する。	現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策のため。	・業務改革につながる情報システムの高度化について、より効率的、効果的な実施ができないか。	
0033	総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営	1,403	1,552	ア、エ	総務省が所管する府省共通情報システム(一元的な文書管理システム、法令検索等システム及び政府情報システム管理データベース)を一元的に管理・運営する。	現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策のため。	・新文書管理システム(2022年1月運用開始予定)の機能追加等の検討が適切に進められているか ・正確な法令データが迅速に提供されているか ・ODBは各省の資産管理手段として適切な機能を提供しているか。	
0037	地方行税政統計等・災害時等における情報通信メディアの活用に関する経費	80	146	ア、エ	自治行政局及び自治税務局における地方行税政の施策に係る基礎データの集計・分析を行うシステムの借上げ及び地方自治統計調査のデータベース作成・管理、統計処理等を実施する。	現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策のため。	・法令改正に伴う調査内容の変更について、効率的に対応されているか。	

事業番号	事業名	平成30年度 補正後予算額	平成31年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
30-0010	高度対話エージェント技術の研究開発・実証	200	137	ア、エ	従来の「命令実行」型対話技術では実現困難な、世界的に認められた「おもてなし」に代表される日本の対人関係観を反映した「よりそい」型対話を実現可能とする高度対話エージェント技術の研究開発・実証を実施し、開発した対話プラットフォームについて、オープンソースとして公開し、高度対話技術の利活用を推進する開発コミュニティの育成を図る。	現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策のため。	・平成29年度 秋の年次公開検証(秋のレビュー)における指摘事項(国費の使途は、国が支援しなければ研究開発が進まない部分(プラットフォーム・APIの設計等)に限定すべき。)への対応状況を検証すべき。 ・実用化に向けた取り組みが効果的に実施されているか。 ・民間との役割分担は適切に行われているか。	
0090	次世代映像配信技術に関する実証	455	123	ア、エ	モバイル向けネット同時配信の実現など、多地点・多場面・多デバイスに対して安定的かつ効率的に高精細・大容量の映像配信を可能とする次世代映像配信技術の実装を図る。	現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策のため。	・事業の目的に照らして、成果目標は適切なものとなっているか。 ・民間との役割分担は適切に行われているか。	
0118	公衆無線LAN環境整備支援事業	1,432	1,177	ア	防災の観点から、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的な拠点(博物館、文化財、自然公園等)におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。	事業の規模が大きく、外部の視点による点検を行うことが有効であるため。	・適正な成果目標及び成果指標(アウトカム)を設定し、実施内容の適切な評価及び効果的な事業の実施ができているか。	

(注1) 公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。

(注2) 事業番号欄には、平成30年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3) 対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)

(注4) 選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～オのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)
- オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

(注5) 対象候補事業のうち、ロジックモデルを作成し、EBPMの視点で検証することとした事業は、備考欄に「EBPM」と記載する。

(文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省は少なくとも1事業についてロジックモデルを作成)

## 公開プロセス対象事業（投票用紙）

有識者名： \_\_\_\_\_

	事業番号	事業名
第 1 優先		
第 2 優先		
第 3 優先		
コメント	＜コメントがございましたら適宜記載ください。＞	

## ＜留意事項＞

公開プロセス対象候補事業リスト（別添 1）のうち、公開プロセス当日に議論すべき 3 事業の選定をお願いします。

選定にあたっては、優先順位ごとに、第 1 優先に 3 点、第 2 優先に 2 点、第 3 優先に 1 点を付与し、得票合計点上位 3 事業を公開プロセス事業として選定します。

(参考)

## 公開プロセス対象事業の選定の考え方

### 選定の基準

1. 外部有識者点検対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当する事業  
【行政事業レビュー実施要領3(1)①】
  - ア. 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
  - イ. 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
  - ウ. 事業の執行等に関して、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
  - エ. 当該年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)
  - オ. その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの
  
2. 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。  
【行政事業レビュー実施要領3(1)②】
  
3. 原則、事業単位で1億円以上のものとする。  
【行政事業レビュー実施要領3(1)③】

総務省行政事業レビューにおける  
当面のスケジュール

4月22日  
～5月中旬 外部有識者会合（持ち回り開催）

5月29日（水）  
または  
6月 7日（金） 事前勉強会  
または 13：30～16：30（予定）  
6月10日（月）

6月19日（水） 公開プロセス  
13：30～17：30（予定）

※詳細日程等については、別途お知らせします。